

令和7年度長崎県公衆衛生研究発表会

口頭発表者抄録集



日時：令和8年1月16日（金）10：30～16：15

場所：長崎県庁1階大会議室ABC（オンラインCiscoWebexにて配信）

主催：長崎県（福祉保健部地域保健推進課、県民生活環境部県民生活環境課、環境保健研究センター）

演題一覧

【セッション1】 座長：長崎県環境保健研究センター 所長 斎宮 広知

	演題名	発表者	ページ
1	長崎県の酸性雨の傾向について（2003年度から2023年度）	椿 隆幸 (環境保健研究センター)	1
2	有明川（諫早市/雲仙市）の水質調査結果（2024年度）	山本 達也 (環境保健研究センター)	2
3	食品中のPFAS汚染の実態調査について	江川 真文 (環境保健研究センター)	3
4	ARI（急性呼吸器感染症）サーベイランスの発生・検査状況	町田 佳奈 (環境保健研究センター)	4
5	健康危機対処計画における所内研修の実施状況	中峯 文香 (環境保健研究センター)	5

【セッション2】 座長：長崎県地域保健推進課 課長 長谷川 麻衣子

	演題名	発表者	ページ
6	働きながら健康革命！ 事務作業の椅子をバランスボールに替えることで得られる効果（第1報）	嘉松 麻陽 (五島保健所)	6
7	健康状態が不明な高齢者の実態を把握し、必要な支援を考える	浦添 杏裕美 (長崎市北総合事務所)	7
8	施設におけるACP推進リーダー養成研修事業の取組報告 ～カリキュラムの作成と横展開を見据えた研修について～	前山 隆史 (県央保健所)	8
9	在宅医負担軽減のための医療機関等連携支援事業の取り組み～南島原ケアポートチームへの支援を通して～	内田 美代子 (県南保健所)	9

【セッション3】 座長：長崎県福祉保健課兼地域保健推進課（兼西彼保健所長）

医療監 川上 総子

	演題名	発表者	ページ
10	長崎県における「医療保護入院者の退院届」からみた医療保護入院者の現状と課題	川井 友実 (長崎こども女性障害者支援センター)	10
11	県北保健所における専門医療機関と連携した依存症回復支援の取組 ～「依存症で悩む方のつどい 県北こころの礎」開催について～	宮本 はるか (県北保健所)	11
12	県央保健所における発達障害児支援体制整備に向けた取組について	大塚 静音 (県央保健所)	12

長崎県の酸性雨の傾向について (2003年度から2023年度)

椿 隆幸、堤 清香
環境保健研究センター 企画環境研究部 企画・環境科

【はじめに】

酸性雨は、化石燃料の燃焼により大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物の一部が、大気中で硫酸および硝酸などの二次生成物質に酸化され、これらの二次生成物質が雨滴生成過程中に核として捕捉され、降水に取り込まれることによって起こる。酸性雨の原因となる物質は、国内からの出現に加え、大陸からの移流も指摘されている。

長崎県では、環境省の委託事業として、対馬測定所で回収された降雨試料中のpH、電気伝導率、イオン成分の分析を実施している。

今回、既に環境省ホームページに掲載され利用可能となっている酸性雨調査結果（2003年度から2023年度）を用いて、長期的な経年変化について解析したので報告する。

【方法】

環境省ホームページに掲載された長崎県対馬測定所の湿性沈着モニタリングの結果について、降水量の年合計値、pHの月平均値及び年平均値、イオン成分9種類(SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 Cl^- 、 NH_4^+ 、 Ca^{2+} 、 Mg^{2+} 、 K^+ 及び非海塩成分を示すnss- SO_4^{2-} 、nss- Ca^{2+})の各年平均値の解析を行った。一部分析では他地域のデータも使用し、全国的な傾向と比較した。

【結果及び考察】

酸性雨の定義をpH 5.6以下とした場合、月平均値で見るとすべての期間でpHは5.6を下回り、酸性雨の出現率は100%となった。pHの経年変化では、2003年度から2008年度にかけて緩やかに低下し、2009年度以降は上昇傾向に転じた。他地域のデータでも緩やかな上昇傾向を示しており、全国的に降雨の酸性状態が改善傾向にあることが示唆された（図1）。

イオン成分では、対馬測定所の $\text{NO}_3^-/\text{nss-SO}_4^{2-}$ の比率（N/S比）は、2019年度に一旦下がった後、2020年度以降大幅な上昇を示した。（図2）一般的に SO_2 は火山活動や越境汚染の影響を受けやすく、 NO_x は国内発生源の影響を受けやすいと言われていることから、越境汚染による影響の割合が低下している可能性がある。

2020年1月に国際海事機関（IMO）が船舶用燃料油中の硫黄成分の上限を大きく引き下げた。別研究によると、この規制強化がPM2.5中の石油燃料因子減少に影響しているとの報告もあり、今回の結果も当該規制の影響が表れている可能性もある。

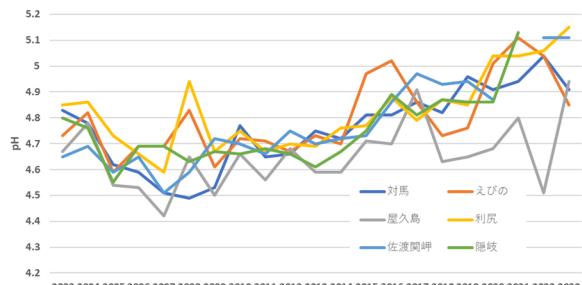


図1 6測定所の年平均pHの経年変化

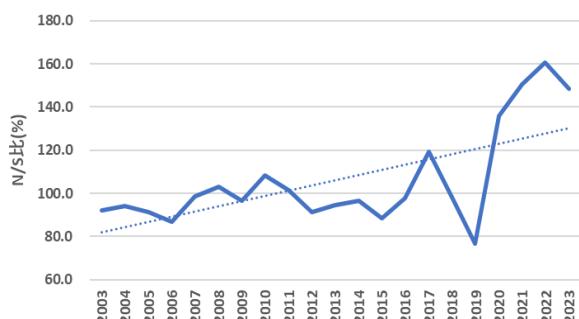


図2 対馬測定所N/S比の経年変化

有明川（諫早市/雲仙市）の水質調査結果（2024年度）

山本達也¹⁾、橋本京太郎²⁾、毎原将一³⁾、藤岡幸歩¹⁾、松尾 進¹⁾、粕谷智之¹⁾

¹⁾環境保健研究センター 企画環境研究部 地域環境科、²⁾県民生活環境部 地域環境課、

³⁾県民生活環境部 県民生活環境課

【はじめに】

有明川は1級河川本明川水系に属し、諫早市（森山町杉谷）と雲仙市（愛野町字山王）の市境を上流端とする。流域では農業が盛んに行われているが、有明川と交差する国道57号線沿い等には飲食店や小売販売業者などの各種事業場も多い。本調査は、令和6（2024）年度に長崎県が九州農政局の委託事業を受けて実施したもので、全7回行った有明川の水質調査結果を報告する。

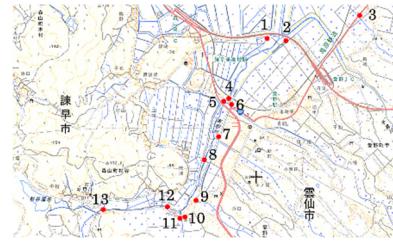


図1 有明川水質調査地点

【調査方法】

有明川では平成31（2019）年度に水質調査（以降、前回調査）を実施しており、過去の調査結果と比較するため、調査地点は前回調査と同じとし、地点のグループについても同様に、最下流域（地点1～3）、下流域（地点4～6）、中流域（地点7～9）および上流域（地点10～13）とした（図1）。調査は流域の水田で代かきを実施していた時期や、降雨時（後）といった河川への負荷流出が予想される時および平常時に実施した。水質調査で測定した項目は、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全リン（T-P）であり、全て公定法により分析した。

【結果と考察】

CODは、各地点のCOD75%値は5.3～13mg/Lの範囲であり（図2）、全ての地点において調整池の水質保全目標値（5mg/L）より高く、前回調査の結果（4.2～14mg/L）と比較すると、13地点中8地点で上回り、概ね同程度かそれよりも高い傾向が見られた。

T-Nは、各地点の平均値は0.79～7.7mg/Lの範囲であり、地点1および地点5を除く地点において調整池の水質保全目標値（1mg/L）より高かった。前回調査の結果（1.6～8.8mg/L）と比較すると、13地点中12地点で下回り、概ね同程度かそれよりも低い傾向が見られた。

T-Pは、平均値は0.14～0.97mg/Lの範囲であり、全ての地点において調整池の水質保全目標値（0.1mg/L）より高かった。前回調査の結果（0.11～0.9mg/L）と比較すると、13測点中7測点で下回り、概ね同程度かそれよりも低い傾向が見られた。

有明川流域においては、面源負荷削減対策や生活排水対策、事業場排水対策など、様々な水質保全対策が行われている。前回調査結果と比較してT-N、T-Pは低い傾向が見られたことから、これらの対策が寄与している可能性がある。一方で、CODは前回調査よりも同程度か、それよりも高い傾向が見られたことから、引き続き負荷削減対策を進めるとともに、難分解性有機物の割合や起源などについて調査する必要があると考えられる。

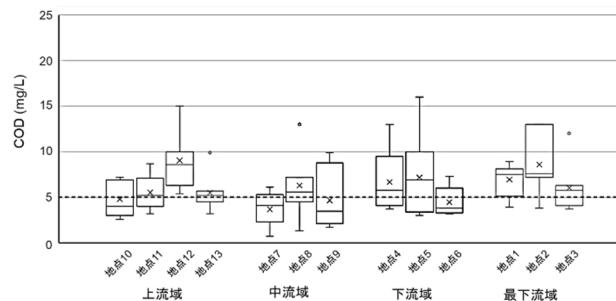


図2 結果一例（COD）。破線は水質保全目標値（5mg/L）である。

食品中の PFAS 汚染の実態調査について

江川真文¹⁾、辻村和也²⁾

長崎県環境保健研究センター ¹⁾保健衛生研究部 生活化学科、²⁾企画環境研究部

【目的】

PFOA、PFOS や PFHxS に代表される PFAS(有機フッ素化合物)は、界面活性剤、泡状消火剤、撥水剤、塗料等、様々な用途で使用されてきた。しかし、化学的に安定で環境中への残留性が高いことに加え、近年、人への健康影響が指摘される等、国内外において規制が進んでいる。また、2024年6月には、内閣府が設置する食品安全委員会において PFAS に関する評価書が公表され、耐容一日摂取量(TDI)が示されるものの、「PFAS にばく露され得る媒体(飲料水、食品等)における濃度分布に関するデータの収集を早急に進めること」が課題として示された。そこで、本研究では、食品(特に魚介類)に残留する PFAS の分析法を検討・確立し、食品中における PFAS 汚染の実態調査を行ったので、報告する。

【方法】

測定対象物質は、PFOS、PFOA 及び PFHxS とした。前処理法は、内部標準物質を使用しない方法を検討した。確立した分析法の性能評価を行い、実態調査において適用可能な性能であることを確認した。実態調査では、長崎県内に流通する魚介類 11 種(ブリ、アジ、サンマ、マダイ、サーモン、イカ、ヒラメ、マグロ、サバ、イシ、ヒラス)の合計 60 検体を対象に調査した。

【結果及び考察】

各 PFAS の検出率では、60 検体中、PFOS は 54 検体(検出率 90.0%)で、PFOA は 41 検体(検出率 68.3%)と高頻度に検出された一方、PFHxS は 2 検体(検出率 3.3%)で検出率は低かった。各 PFAS の中で最も濃度が高かった検体として、PFOS はサバの 1174 ng/kg、PFOA はイカの 141 ng/kg、PFHxS はマグロの 13.4 ng/kg であった。

ここで、食品安全委員会が設定した TDI によるリスク評価を行うと、PFOS は、20 ng/kg 体重/日と設定されており、仮に、今回最も検出されたサバを対象として、体重 50kg の人が毎日摂取し続けた場合、TDI に基づく試算では、1 日あたり約 851.8g まで摂取しても安全とされる。これは、通常の食生活では到底摂取しない量であることから、今回の調査結果からは、健康に影響を及ぼす可能性は低いと判断された。

【結論】

実態調査においては、長崎県内に流通する魚介類(11 種、60 検体)の PFAS 濃度を初めて明らかにした。その結果、TDI を基にしたリスク評価による試算においては、健康に影響を及ぼす含有濃度ではないことが示された。

ARI(急性呼吸器感染症)サーベイランスの発生・検査状況

町田 佳奈、河野 由佳、幸尾 里美、浦川 春香、中峯 文香、
高木 由美香、蔡 国喜、吉川 亮
長崎県環境保健研究センター 保健衛生研究部 保健科

【はじめに】

ARI (Acute Respiratory Infection: 急性呼吸器感染症) は急性の上気道炎または下気道炎を指す病原体による症候群の総称である。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルスなどが含まれており、2025年4月7日からARIが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となった。ARIサーベイランスは、国内のARIのトレンドやレベルを把握するもので、新興・再興感染症発生の迅速な探知にも活用される。今回、当センターで実施した病原体検査並びに患者発生の状況を報告する。

【対象と方法】

ARIサーベイランスとして県内の病原体定点医療機関から令和7年4月から9月に搬入された鼻咽頭拭い液767検体について、インフルエンザA・B、RSウイルスA・B、パラインフルエンザウイルス1-4、ヒトメタニューモウイルス、ライノ/エンテロウイルス、アデノウイルス、SARS-CoV-2の12項目を対象とし、マルチプレックスリアルタイムPCRにより遺伝子検出を実施した。

また、感染症発生動向調査(感染症サーベイランスシステム)に報告されている患者情報をもとに、本県における発生状況を集計した。

【結果】

搬入された767検体から697件のウイルス遺伝子が検出された(表1)。ライノ/エンテロウイルスやパラインフルエンザウイルス、SARS-CoV-2が多く検出されており、SARS-CoV-2は5月から増加傾向がみられ、幅広い年代で検出された(図1)。

また、患者報告数は全国と比較してやや多い報告数で推移しており、年齢別でみると、1-4歳、5-9歳の順に報告が多くなっていた(図2)。

表1：遺伝子検出結果

検出ウイルス	合計	検出割合 ² (%)
インフルエンザウイルス	46	6%
A/H1pdm09	8	1%
A/H3	7	1%
B/Victoria	31	4%
B/Yamagata	0	0%
RSウイルス	63	8%
Genogroup A	23	3%
Genogroup B	40	5%
パラインフルエンザウイルス	134	17%
1型	5	1%
2型	16	2%
3型	84	11%
4型	29	4%
ライノ/エンテロウイルス	227	30%
アデノウイルス	69	9%
ヒトメタニューモウイルス	41	5%
SARS-CoV-2	117	15%
検出せず	201	26%
合計 ¹	898	

1 複数のウイルス遺伝子が検出された検体を含む

2 搬入検体における検出割合

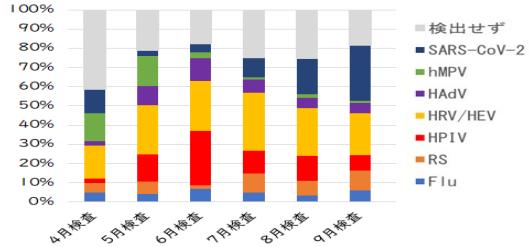


図1：検査月別病原体検出状況の推移



図2：患者報告数推移

【まとめ】

流行状況等を把握することで注意喚起等の行政施策に寄与し、県民の感染症に関する意識向上につながると考えられる。本サーベイランスを適切に実施するためには検体の確保が不可欠であり、医療機関、保健所および当センターが連携して取り組む必要がある。今後もサーベイランス体制を維持し、県内の発生状況を関係機関、県民へ還元していきたい。

健康危機対処計画における所内研修の実施状況

○中峯 文香、河野 由佳、幸尾 里美、浦川 春香、田川 依里
町田 佳奈、高木 由美香、蔡 国喜、右田 雄二、吉川 亮
長崎県環境保健研究センター 保健衛生研究部 保健科

【はじめに】

長崎県環境保健研究センターでは、令和6年3月にセンター健康危機対処計画（感染症）を策定した。以前より、センターでは所内研修や保健所職員等向けの実務訓練に取り組んでいたが、研修や訓練の重要性について計画に明記されたことをうけ、今年度はセンター内応援職員向けの研修の中でも、PCR技術研修に重点をおいて実施した。

本発表では、所内研修の実施状況と今年度のPCR技術研修の成果について報告する。

【実施内容】

1. 所内研修の実施状況

今年度は6月に事務処理等研修、7月に検査技術研修およびPCR技術研修を実施した。

2. PCR技術研修

本研修では、Taq Path 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）リアルタイムPCR検出キットを使用した。研修では、検査の成立条件を満たすこと、過去の陽性検体を検査して同様の結果が得られることを確認した。

【結果】

1. 所内研修の実施状況

今年度は、事務処理等研修に7名、検査技術研修およびPCR技術研修に9名の職員が参加した。

事務処理等研修は、今まで本研修を受講していない職員を中心に実施し、検体受付から搬入までのデモンストレーションを行った。

検査技術研修およびPCR技術研修では、コロナ禍でのタイムスケジュールを意識し、午前中に検体受付、前処理および抽出、午後にPCR検査を実施した。

2. PCR技術研修

研修を受講した9名すべての職員が、検査成立条件を満たし、過去の陽性検体を『陽性』と判定することができた。陽性コントロールのCt値とウイルスcopy数の相関性も高かった。

【まとめ】

1. 所内研修の実施状況

研修を受講することで、職員全体が健康危機対処計画を認識し、研修の必要性を再確認できた。有事の支援体制を整えるため、事務処理研修は在籍職員全員、検査技術研修およびPCR技術研修は受講人数を絞り、確実に感染症の検査が可能な職員を養成することを検討したい。

2. PCR技術研修

今回の結果は、試薬がキット化されており安定した結果を得やすいこと、職員が機器の取扱いに慣れていたこと、PCRの経験がある職員が数名おり、原理や結果解釈に理解があり、上達が早かつたためであると考えられた。

本研修を繰り返し実施することにより、よりスムーズに検査ができるよう職員の技術や知識の保持に努めたい。

また、他部署の医療系技術職員に対しても、所外応援職員として研修を行う場を検討し、有事の際に協力が得られる体制を備えておく必要があると考える。

働きながら健康革命！

事務作業の椅子をバランスボールに替えることで得られる効果（第1報）

○嘉松麻陽、石丸夕貴、立川隆博、奈切侑子、近藤徹
長崎県五島保健所

【目的】

職場での長時間の座位作業は、腰痛や肩こり、眼疲労による集中力の低下といった問題が生じることがある。これらの課題解決に向け、事務作業の椅子をバランスボールに替えることで、腰痛・肩こりの改善や眼疲労の改善等、健康に良い効果をもたらすか明らかにすることを目的とした。

【方法】

1 対象者

五島振興局職員（5月、9月に参加者募集：保健所18人、その他16人）

2 検証方法

- (1) 実施前アンケートと簡単な筋力テスト実施、個人結果作成、バランスボール購入
- (2) 事務作業椅子をバランスボールへ変更
- (3) 3か月後、6か月後、9か月後と3か月に1回アンケートと簡単な筋力テスト実施、個人結果作成

3 その他

2Dメタバースの活用（2Dメタバースで健康革命！）

情報提供やイベントを開催し交流を深め、モチベーション維持

【結果】

五島保健所職員18人分の実施前から3か月経過後までの結果の分析を行った。T検定による解析の結果、腹囲、目の疲れ、目のぼやけ、肩こり、腰痛に有意な改善がみられた($p<0.05$)。また、筋力テストの結果から下肢筋力、下肢の敏捷性、動的バランス能力も有意な向上がみられた($p<0.05$)。

【結論】

事務作業の椅子をバランスボールに替えることで身体機能の改善に有効となることが示唆された。しかし、現段階では短期的な変動しか確認できていないため、今後も実証実験を継続し、バランスボール導入による影響を慎重に評価する。



健康状態が不明な高齢者の実態を把握し、必要な支援を考える

松尾真理¹⁾ 山田千栄美¹⁾ ○浦添杏裕美¹⁾ 山岡詩織¹⁾ 山口由乃¹⁾ 岡田幸音¹⁾ 高田直子²⁾

長崎市北総合事務所¹⁾、長崎市後期高齢者医療室²⁾

【目的】

長崎市の人口は40万人を切り、人口減少と高齢化、介護費用の増加が進んでいます。健康で自立した高齢者を増やす取り組みが必要です。厚労省のガイドラインには、「高齢者の健康状態を包括的に把握し、健康管理のための健診や受診、必要なサービスにつなげて疾患の重症化や心身機能低下を予防する保健事業の実施が必要」とあります。今回、KDBデータ等の活用により、2年にわたり健診・医療・介護のいずれも受けていない健康状態が不明な高齢者の存在が判明しました。本研究は、この層の実態把握と必要な支援の検討を目的とします。

【取り組み状況】

健康状態不明者の分析を行いました。北総合事務所管内の後期高齢者約5,700名のうち、1.12%にあたる64名（三重27名、外海11名、琴海26名）いました。75～79歳が半数を占めていましたが90代以上のかたも6名いました。独居が21名、高齢夫婦世帯17名。交通の不便や近くに医療機関がないところに住むかたが多い傾向でしたが利便地に住むかたも存在しました。これまでに包括支援センターや民生委員・保健師の訪問等、誰かの介入があつたかたは約半数でした。

包括支援センターや民生委員からの聞き取りでは、「相談があって介入している。相談できない人もいると思う。」「通院困難な地域に住む方や健診情報を知らない方、支援を遠慮する方がいる」「介入や支援には何らかのきっかけが必要である」といった声が聞かれました。

後期高齢者医療室の協力を得て、健康状態不明者へ基本チェックリストを含むアンケートと健診や教室等の案内を送付し、電話や訪問で生活状況を聞き取りました。約6割の方は問題なく生活しており、90歳代でお元気な方もいました。しかし医療や介護サービスが必要などの、支援が必要なかたが3割程度存在しました。本人は大丈夫というが家族が困っていたケースや、コロナ禍から孤立していたケース、かかりつけ医が閉院し治療中断していたケース等把握しました。

ケースの支援にも本人の理解や思い・生活環境・家族関係などたくさんの背景があり、本人に合わせた具体的なサポートを要することがわかりました。

【考察】

健康状態不明者の中には、支援が必要だが把握されていないかたが存在します。多様なニーズを持ち、個別のアセスメントときめ細やかな支援を要します。アンケート調査等のアプローチで実態把握が必要であり、包括支援センター、民生委員、地域の関係機関の連携・協力体制が必須です。誰一人取りこぼさない高齢者を支える仕組みの構築が必要と考えます。

施設における ACP 推進リーダー養成研修事業の取組報告

～カリキュラムの作成と横展開を見据えた研修について～

前山隆史¹⁾、立川章代¹⁾、黒田美奈子¹⁾、宗陽子¹⁾、原田洋平²⁾、永田康浩³⁾

¹⁾長崎県県央保健所、²⁾長崎県長寿社会課、³⁾長崎大学医学部地域包括ケア教育センター

【背景】

我が国では、死亡場所の約 8 割が医療機関であり、自宅や高齢者施設での看取りはそれぞれ約 1 割にとどまっている。県央保健所管内の高齢者施設を対象とした調査では、利用者本人と人生の最終段階における医療・ケアについて十分な話し合いを行っている施設は 12.4% と少なく、未実施の主な理由として「話し合いのノウハウ不足」が 51.9% と最多であった。

【目的】

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスガイドライン」に基づき、各高齢者施設で ACP を中心的に推進するための人材を養成し、施設単位での ACP の取組を推進することで、本人の意向を最大限尊重した医療・ケアの具体的な実践へと繋げる。

【方法】

施設内で中心的に ACP を推進する人材養成カリキュラムの作成（令和 6 年度）

・カリキュラム作成検討会を開催（3 回）

施設における ACP 推進リーダー養成研修会の開催（令和 7 年度）

・令和 7 年 7 月 19 日（土）開催 ・参加者：管内高齢者施設 39 人

フォローアップ研修会の開催（令和 7 年度）

・令和 8 年 2 月 7 日（土）開催予定 ・対象者：養成研修修了者 39 人

県内での横展開をはかるために、県立保健所、中核市からの研修視察受け入れを実施

【結果】

カリキュラム作成検討会で検討した結果、施設内で中心的に ACP を推進する人材を養成するための研修カリキュラムの策定と運営マニュアルの作成、そして県内での横展開を図りやすくするために人工音声を用いた研修動画と研修テキストを作成することができた。

管内高齢者施設の施設長からの推薦のもと 39 人の参加があり、各高齢者施設で ACP を中心的に推進するための人材養成に繋がった。

受講後の不安や疑問点を解消するための取組としてフォローアップ研修会を開催予定としており、修了者が ACP を実践できるような支援体制までパッケージとして計画することができた。

県内での横展開を図りやすくするために、視察による研修イメージの共有と作成した研修媒体の提供を行うことができた。

【結論】

今回の取組により、施設での ACP 実践に向けた一つの方法を示すことができた。まずは一定期間本研修を継続し、把握している各種データの向上を成果指標として目指しながら、最終的に県内全域で「本人の意向を最大限尊重した医療・ケア」が実現できる長崎県づくりへつなげたいと考える。

在宅医負担軽減のための医療機関等連携支援事業の取り組み

～南島原ケアポートチームへの支援を通して～

内田美代子、田中悠斗、山下紗也加、中村美穂、寺崎秀子、安藤隆雄
長崎県県南保健所 地域保健課 保健福祉班

【はじめに】

南島原市は、高齢化が進む一方で医療資源が年々減少する地域である。増加する在宅医療・介護への対応が危惧され、医療政策課の本事業での重点地域に指定された。在宅医療を担う医師の負担軽減に向け、市と連携した取り組みを継続中であり報告する。

【取り組み】

（1）事業に取り組むチームメンバー

在宅療養支援病院で在宅医療を担う医師、同法人内訪問看護ステーションの看護師、法人外訪問看護ステーションの診療看護師（途中参加：在宅医療介護連携サポートセンター）。
南島原市福祉課職員、保健所職員は、会議運営や実践支援サポートを行った。

（2）南島原市の在宅医療にかかる課題

在宅医間で訪問診療や看取りの実態を共有する機会がなく、在宅医療の協力体制を共に検討することが難しい。訪問看護師の確保が困難であり、多職種で在宅医療を支える体制づくりが必要。

（3）これまでのチーム活動（月1回チーム会議）

在宅医療の再構築に向けて

在宅療養支援病院と診療所が、地域や専門性などを生かして連携するビジョンを保健所から提示しメンバー内で共有。市内医師へ在宅医療の現状を訴え、少しずつ在宅医療に関与し、在宅医療への理解や参入の促進を目標とする説明会を企画中（保健所は、医師会から説明会への承諾を取り付け）。情報共有にはICTの活用が不可欠であり、関連する情報収集を行っている。

多職種連携方法の検討

実際の在宅患者事例を通じて、多職種連携の好事例や新たな連携方法・問題点について整理し、地域展開に向けて検討中。

（4）南島原市との連携

これまでの市の在宅医療介護連携体制構築の取り組み経過や方針を確認し、本事業の必要性や方向性、メンバー構成等を市と協働して取り組んでいる。

【まとめ】

地域の医療資源を理解し在宅医療を継続・拡大する取り組みを医療機関、地域自治体と行うことができた。今後は地域自治体に事業の主体を引き継ぐ方向であるが、保健所はこれまでに培った知識や技術を生かして継続的にかかわる予定である。

長崎県における「医療保護入院者の退院届」からみた 医療保護入院者の現状と課題

○川井友実、溝川愛子、福田桂、矢野亮一、桑野真澄、一ノ瀬由紀子、加来洋一
長崎こども・女性・障害者支援センター

【はじめに】

誰もが安心かつ信頼できる入院医療の実現にむけ、入院者の権利を擁護するための取組を一層促進させるため、令和4年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正、令和5年4月から順次施行された。この改正により、医療保護入院の入院期間は最長6月以内と定められ、要件を満たした場合のみ入院期間の更新が可能となった。今回、法改正前後の「医療保護入院者の退院届」を集計・比較した結果とそこからみえた課題を報告する。

【方法】

本県に提出された「医療保護入院者の退院届」(令和5年度:1,441件、令和6年度:1,344件)について、年齢、病名ICDカテゴリー、医療保護入院期間、退院後の処置(1入院継続、2通院医療、3転医、4死亡、5その他)、退院後の帰住先(1自宅、2施設、3その他)を集計し、比較した。また退院後の帰住先については、年齢別でも比較した。

【結果】

令和5年度、6年度とも共通して退院者の割合は65歳以上が半数以上で、50.3%から56.4%に増加し、病名が「認知症」である割合も29.7%から34.9%に増加した。また、1年以上の長期入院であった退院者の割合は13.9%から19.7%に増加した。退院後の処置では、「任意入院」への移行の割合が31.6%から47.8%に大きく増加した。退院後の帰住先は大きな差は見られなかった。なお、年齢別で見ると65歳未満は帰住先として「自宅」が大半を占めており、特に20歳未満は61.8%から75.0%と増加した。65歳以上は他の年齢別と比較して帰住先が「施設」である割合が高く、29.8%から33.2%と増加した。

【考察・今後の課題】

医療保護入院の入院期間の法定化に基づく更新の手続きは、定期的な退院検討等によって患者の病状に合った処遇がなされ、任意入院への移行促進に一定の効果をもたらし、非自発的入院の減少に繋がった可能性があると考える。任意入院への移行後も、さらに地域への退院に向けた継続的な退院検討及び支援が重要と思われる。また、医療機関での取り組みに加え、在宅や施設の受け入れ体制や地域サービスの充実等がより整うことは地域への退院促進に繋がると思われる。「施設」への退院が多い高齢患者の地域への退院促進については、高齢者部門との活発な協議や連携強化が今後さらに重要となってくるものと考える。

県北保健所における専門医療機関と連携した 依存症回復支援の取組

～「依存症で悩む方のつどい 県北こころの礎」開催について～

○宮本はるか¹⁾、古莊広樹¹⁾、川端奏海¹⁾、山下涼佳¹⁾、藤本澄江¹⁾、平川瞳²⁾、
稗圃砂千子¹⁾、長野真由美¹⁾、阿野夏海¹⁾、中島康子¹⁾、濱脇正好¹⁾
県北保健所 地域保健課¹⁾ 五島保健所 企画保健課²⁾

【目的】依存症の当事者・家族にとって自助グループ等の分かち合いの場は、回復のために重要な社会資源であると言われているが、当所管内には自助グループがなく、管外の社会資源に頼らざるをえない。

そこで、令和5年度から「複数圏域を対象とした依存症診療ネットワーク構築推進事業」の一環として、あきやま病院と協働で当事者・家族・支援者を対象につどいを開催している。今回、その取組について報告する。

【取組内容】事前に管内精神科病院、市町を訪問し周知協力を依頼し、令和5年12月から月1回つどいを開催した。令和6年度には、あきやま病院、参加者（当事者）と検討会を開催。令和7年度から当事者の意見を取り入れ、「依存症で悩む方のつどい 県北こころの礎」と名称を変更、支援者の参加条件追加、個別面接の時間を設けるに至った。また、令和7年度には管内精神科病院からの依頼を受け、依存症入院患者への説明会を実施した。

【結果】

＜参加者数＞ (令和7年12月末時点)

	R5年度 (4回)		R6年度 (10回)			R7年度 (9回)		
	新規 実	延	新規	実	延	新規	実	延
参加者数	5	9	7	10	23	5	7	17
当事者	2	5	5	7	20	4*	6	16
家族	3	4	2	3	3	1	1	1
支援者	3	3	5	5	2	4		

*令和7年度の当事者のうち1名は令和6年度に個別面接を行いつどいにつながった。

「断酒を決めた初心を忘れないよう、このつどいに参加したい」、「当事者の思いを知る機会になった」等の声があった。

【考察】当事者・家族・支援者と参加者の立場が違うことで、「話しにくい」という声がある一方、思いを分かち合い、相互理解を深める機会となっていると考える。また、種別が異なる参加者同士であっても分かち合うことができている。参加者は、平戸市居住者が多いことから、広く参加を促すため、オンラインの活用や出張開催など開催方法の検討が必要である。

地域の関係機関への周知を継続することにより地域の社会資源の1つとして認知され、入院患者の参加もあることから、退院を見据えて地域とのつながりを得られる機会になっている。

当事者の意見を踏まえ展開してきたことで、効果的な運営を行うことができたと考える。

【結語】本つどいは県の事業を活用し、地域に定着しつつある。今後自助グループ化するにあたり、核となる人材を育成し、地域に定着していく支援していく必要がある。

新規（当事者・家族）17名の内訳は、当事者11名（64.7%）（うち入院患者4名）、家族6名（36.4%）であった。種別はアルコール13名（76.5%）、ギャンブル3名（17.6%）、処方薬1名（5.9%）であった。関係機関からの紹介は11名（64.7%）、当所所在地の平戸市居住者は11名（64.7%）であった。

参加者からは「家族がいると話しにくい」、「断酒を決めた初心を忘れないよう、このつどいに参加したい」、「当事者の思いを知る機会になった」等の声があった。

県央保健所における発達障害児支援体制整備に向けた取組について

○大塚静音、窄口広大、長谷川英理、前山隆史、立川章代、黒田美奈子、宗陽子（長崎県県央保健所）

【背景】

- ・管内の乳幼児健診、5歳児健診で発達障害のリスクがあるとされる児童は年間約1,300名であり、管内小中学校に通学する発達障害児は推計2,083名である。
- ・発達専門外来初診は半年から1年以上待機期間を要しており、児童・保護者が早期から医療や療育に繋がることができない状況が続いている。
- ・県央保健所では、ペアレントトレーニング技法の波及や普及啓発に取り組んでいるが、現状の課題解決に向けた体制整備を進めていく必要がある。

【目的】

発達に特性のある全ての子どもとその家族が早期から療育・医療・福祉等の適切な支援につながり、安心して育つことができる地域づくりのため、現状・実態の把握、課題の明確化を行い、必要な取組を検討する。

【方法】

長崎県こども医療福祉センターの医療や療育等の実情に関する聴取や、管内市町母子保健業務連絡会の開催、管内市町自立支援協議会専門部会参画等を通して実態把握を行った。関係機関の取組や実情を踏まえ課題の整理を行い、県央地域における目指す姿の実現に向けた発達障害児支援体制フロー図及びロードマップを作成した。管内関係機関（保護者、医療、教育、行政等）が委員となる母子保健推進協議会において、フロー図とロードマップの検討を行う予定である。

【結果】

関係機関がそれぞれ児童発達支援に取り組む中で、医療や療育に繋がることができていない児童・保護者を把握しており、その背景要因として、乳幼児健診に関わる支援者の技術向上の必要性や関係者の適正なサービス利用に係る認識の共有の難しさ等について課題感を持っていることが確認できた。

個人の状態に応じた適切な支援に繋げるためのスクリーニング機能の強化、個々の目標達成に向けた適切なサービス提供体制の構築が必要であることが分かった。この取り組みの推進のために、関係者全体での実情及び課題の共有・検討を通して、地域連携支援体制を構築・推進する必要があると整理できた。

地域の関係機関とフロー図及びロードマップの検討を行うことで、現状及び課題について共通認識を持ち、体制整備に向けた動機付けを図る。

【結論】

今回の取組により、保健所の役割について改めて見直しを行うことができた。まずは、圏域の目指す姿の実現に向けて、地域の関係者が体制上の課題を主体的に捉えて課題解決に取り組むための意識の醸成を図っていく必要がある。